

切な方法で国会に報告するものとする」とし、この報告を受けた場合において必要があると認めるときは、国会は、所要の法制上の措置を講ずるものとする」としてあります。

第四に、復興交付金事業計画に記載する事項のうち、法案七十七条二項四号に掲げるいわゆる効果促進事業について、著しい被害を受けた地域の復興のため同項三号に掲げる基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業または事務が含まれるものとする」としてあります。

第五に、復興交付金の基本理念として、復興交付金は、地域の特性に即して自主的かつ主体的にその事務事業を実施することを旨として交付されるものとする」とし、及び復興交付金の交付に当たっては、創意工夫を発揮して事務事業を実施することができるよう十分に配慮するものとする」とを規定することとしてあります。

第六に、国は、原子力損害賠償法により原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができるとしてあります。

第七に、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村または特定都道府県に対して、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない」とし、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、適切な配慮をすることとしてあります。

第八に、復興交付金に関しては、補助金適正化法による実績報告は事務事業ごとに行うことを要しないものとし、また、交付額の確定はその総額を確定することをもって足りるものとする」としてあります。

なお、第四から第八までの五項目にわたる修正が、さきに述べた第七十七回国会参議院提出の災害臨時交付金法案の趣旨を反映させた項目であります。

本修正案は、東日本大震災からの復興をより円滑かつ迅速に進める必要があるとの共通認識に

立つて、本委員会での与野党の質疑及び御指摘を踏まえるとともに、与野党の真摯な修正協議に基づくものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣法制局長官梶田信一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○古賀委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷公一君。

○谷委員 修正案提出者でございますので、修正案提出者には質問ができません。専らその修正案について政府の方に何点か確認をさせていただきたいと思ひます。

一つは、まず、復興交付金であります。

大臣、復興交付金の基幹事業として、この質疑にもございましたように、五つの省庁にわたる四十事業が今説明されております。このことは、今後さまざまな事業を展開していく、そうならば四十事業では足りない。あるいは、来年度予算要求で各省庁が新たに補助事業などを要求している、そういうものがございます。

そういうことを踏まえるならば、今後、何も四十事業といつて固定しているわけではない、拡大も十分あり得るという柔軟な対応をしていただげるかどうか、まずその点を御確認させていただき

○平野国務大臣 まず、復興交付金の基幹事業に

つきましては、本補正予算では五省四十事業、ハード事業として必要な予算を計上いたしました。追加につきましては、これから事業をやる中で、被災地からの具体的な御要望について幅広い機会を通じて伺っていきいたいというふうに思っております。

その上で、必要な事業の追加や予算措置が、これはやらなくちゃならないということでございます。すなわち、来年度以降の予算編成過程において、関係省庁とも協議の上、対応してまいりたいというふうに考えております。

○谷委員 ありがとうございます。大変手ごたひがよいと存じます。しかし、四十事業は柔軟に対応していただける、そういう趣旨であると理解をしております。

さて、その基幹事業に、現在の政府案では、一体的に行う事業で効果を促進する事業はいいですが、いわゆる書きぶりでございますが、修正協議の中で、いわゆる効果促進事業と言われる、一体的に行うものだけではなくて関連している事業も行うことができる、そういう修正案であります。

ただ、それでも我々の懸念は、大臣、配分は復興本部で行いますね、復興本部で行いますけれども、予算の執行は各省庁で行う。そうすると、各省庁は自分たちの権限外のこととはなかなか、これは一体事業じゃないですよという場合には、関連するといふ文言を修正案に入らせていただいておりますけれども、いや、これはちょっとと関連するとは言えないですよというふうに、いわば各省のすき間になるような事業が出てくるのではないかと懸念があります。それは何も抽象的な懸念ではなくて、今までのさまざまな事業を通常の地域整備の中でも、あるいは今回の災害の復旧の過程においても、やはりこういったことが

実例としてあったわけですね。

ですから、今回の場合でも、面的な土地利用再編を行う。例えばある市役所が、ある町役場が、あわせて庁舎を整備したい。では、庁舎整備は基幹事業と一体的に行う事業もしくは関連する事業に

なるかどうか。それが仮に国土交通省の事業がメインで国土交通省が実際にその執行をやる、いやいや、それはちよつと国土交通省の範疇じゃないですよといつてそのまほつておかれるということ懸念しているわけです。

そういった場合に復興本部の方が、これから復興本部ができれば復興本部が責任を持ってそういったことも対応する、地域の要望を踏まえて、すき間が出ないように対応していただけるんだ、そういうことか、御確認をさせていただきます。

○平野国務大臣 いわゆるすき間ができて、自治体が本当にここは必要なんだというものが執行できなくなる、こういうことがないように、また、たらい回しが行われることがないように、そのために復興本部があるというふうに私は思っております。復興本部ができれば、それがまた大きな任務になるというふうに私は考えております。

○谷委員 そういうことがないように、しっかりと地域の実情を踏まえて対応していただきたいということを御要望しておきます。

さて、もう一度基幹事業に戻りますけれども、基幹事業は五つの省庁、半分以上が国土交通省でございますけれども、四十事業ある。それで、政府原案は、それと一体的に行つて効果を促進する事業も対象だ。そして、我々の修正案は、それに加えて、関連する事業も対象だということになっております。

政府案では、一体的に行う効果促進事業というのは、なぜか基幹事業の三五%という上限が定められております。しかし今回は、大臣、仮に修正案が通りますと、いわゆる効果促進事業に加えて関連事業も新たになる。それに、一律に上限は三五%と決める、例えば小さな自治体であるとか、基幹事業は小さいけれども、実はそれに関連して、あるいは一体的に行う事業が大変大きなものになる、そういうときは、自治体にとっては、使い勝手はそこそこいいけれども、しかし額が足りないという問題が生じてくるかと思ひます。

三五%が上限というのは、何も、しつかりコン

クリートされて、これを一切変えないという運用はやめていただきたいと思いますが、大臣の考えをお尋ねします。

○平野国務大臣 まず、効果促進事業でございすけれども、三次補正予算では、一定の額をまづきつちり積み上げる必要があるという観点から基幹事業の三五%を上限にして、その必要な額を積み上げてございます。

これは、復興交付金の効果促進事業は、被害にに応じて配分するのが適切であろうと。では、その被害の大きさに応じてということになりますと、被害の大きいところでは基幹事業のニーズが発生するところから、それとセットで効果促進事業も配分すべきだという考え方に立っているということでもあります。

しかし、実際の配分に当たりましては、まさに委員御指摘のように、小さな自治体で基幹事業の割合もそんなに多くない、しかしやはり、いろいろな意味で被害が別な面で拡大している、こういったところに関しては、例えばこの三五%という形で一律でやるのがいいのかどうか、これは地域の実情において弾力的に配分するという考え方も必要なのではないかというふうに思っております。

○谷委員 大臣、再度確認させていただきますが、三五%が上限だということを、これは弾力的に運用したいという理解でよろしいんですか。

○平野国務大臣 まず、三次補正予算は、予算上は基幹事業の総額の三五%を計上させていただいているということです。その配分に当たりましては、原則が三五%でありますけれども、地域の実情に応じて弾力的な運用をするということは、どこかで三五%プラスアルファがあつてもいいと。そうしますと、どこかが今度は三五%を割る場合もあるわけでありすけれども、そういう弾力的な運用はやつてもいいし、地域の実情に応じてやらなければならぬという状況も出てくるというふうに想定しております。

○谷委員 ぜひ弾力的な運用をお願いしたいと思

います。

少し話は違うんですけども、この委員会で、大臣御存じのように、瓦れき処理法案というのを議員立法で通しました。あのときは、通常の補助金とは別に、いわゆるグリーンニューディール基金というのを活用して九五%まで補助率を上げる、これは平均だったんです。平均九五%で、団体によつては、例えば瓦れきが大量な石巻では九五%でもいいですねと私は当時の財務大臣、今の総理にこの場で確認して、結構ですという答弁をいただいたんですけれども、予算的な縛りは、もう予算は通つてしまつたんですから、それは我々もやむを得ないと思つています、現時点では。しかし、その中の幅というのは、実情に応じてぜひ弾力的にお願いをしたいと思つています。

さて、この法案が、仮にといいますか、衆議院を通り、参議院を通つて成立した場合、急いで行うべきことは、復興特別区域の基本方針を政府が策定するということがあります。この基本方針を早く立ててもらわなければなりません。いつまでも基本方針が定められないと、なかなか現地では実際の事業が動かないということになります。

先週の土曜日も、私も、自民党の方の事業で仙台の仮設住宅に二カ所行つて、さまざまな住民の方の御意見をふるさと対話集会というのでお聞きしました。そこはいずれも集団移転を計画されているところと、とにかくしっかりとした支援をしてほしい、そして、できる限り早くしてほしい、そういう要望をたくさんいただいたわけでありまして。

ですから、この復興特別区域の基本方針、これは、仮に法案が通つて成立して、もう直ちに政府として立てられる、樹立する、そういうお考えかというのを大臣にお尋ねしたいと思つています。

○平野国務大臣 復興にはスピードが必要だということについては、当委員会でも、また地元を回つても、いろいろな方面から御指摘をいただいているところがございます。したがいて、基本方針については、時間を置かず、できるだけ

早くこれをつくるということで取り組みたいと思つています。

ただ、これから基本方針をつくるに当たつては、各自自治体の意見もしっかりと聞かなくちゃならないということでございますので、その点につきましては、委員も十分御承知のとおりかと思つますが、すぐに、一週間、二週間というわけにはなかなかいかないという事情については御理解をいただきたいというふうに思つています。

○谷委員 いや、大臣、各自自治体の意見というのはもう聞いているでしょう。(平野国務大臣「基本方針は基本方針でまたセットですから」と呼ぶ)いや、基本方針といつて、もう震災から八カ月過ぎ、これから聞くというのではなくて、既に聞いているのを改めて確認するというぐらいであればわかりすけれども、少なくとも、この特区法案が仮に今の国会の会期内で成立するということがあれば、年内には国の基本方針は立てると理解してよろしいですか。

○平野国務大臣 まさに基本方針については、これまでのさまざまな機会を踏まえまして、自治体の考え方については把握しているつもりでございます。したがいて、意見を聞くというよりは再度確認、そういう面は強いと思つています。

年内ということにつきましては、それを目指して頑張りますけれども、なかなか今の段階で、きょうの段階で、委員の前で年内という言葉で断言できるところまでは至っていないということについては、ぜひともちよつと御理解をいただきたいというふうに思つています。頑張ります。

○谷委員 ぜひとも、とにかくスピードが大事です。完全なものよりも、少々、やや粗っぽいやり方でもスピードが大事だということを第一に考えていただいて、さらなる御奮闘を御期待申し上げます。質問を終わります。

○古賀委員長 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。

冒頭、けさの通告で大変申しわけないんですけど、ゆうべ、第一原発所長の吉田昌郎所長が所長を辞任、中身は健康上の理由ということで、辞任の発表がございました。

今、福島第一原発で三千名を超える方々が収束のために本日に夜命をかけて働いているんです。この吉田所長の病気が放射線の被害でなつた、いわゆる被曝して体調が悪くなつたのか、それともそれ以外なのか、ここが私たちにとつては大事な関心事でございます。そこを政府はきちんと把握しているのか。病名が何なのかというのは聞きません、これは個人の問題ですから。ただ、放射線被曝が原因で体調を崩されたのか、そのところを政府として把握しているのかどうかをお尋ねしたいと思つています。

○枝野国務大臣 吉田所長が交代をされるということで、まず、そのこと自体で御心配が多いかと思つてますが、後任者をしっかりと決めて、しっかりと東京電力としてもやるということをやつておりますので、そこをしっかりと見守りたいと思つています。

今お尋ねの件については、ブライバシーにかかわることですので、どこまで申し上げていいのかわ、なかなか難しいところではありますが、放射線の被曝によつて病気になると思われ、そのような内容のことは確認されていないという報告を受けております。

○吉野委員 個人のブライバシーよりも、もつとこれは、今三千名を超える方々がそこで働いているんです。このところを私は心配しているんです。最高責任者ですから。この方が被曝をされて体を壊されたということであれば、これからの作業の見直しも含めて政府として考えていかなきゃならないんですけれども、その点を把握していないんですか。と聞いています。では、だめです。私が知つてからもう十二時間以上たつています。

政府として、その点だけははっきりと把握しておくべきだと思うんですけども、わかつてい

るんでしよう。

○枝野国務大臣 放射線被曝による病気になる疑われるようなものは、今のところ見つからない。病気の性格等から考えても、そういったものである可能性はないだろうというふうに受けとめていただいていると思っております。

○吉野委員 では、約束してください。これは、第一原発の被曝による病気でないということをはっきり確認して、国民の前で公表していただきたいと思います。

○枝野国務大臣 最終的には医師の方に最終確認をしていただかなきゃいけないと思っておりますが、そういったことをどこまで確認できるのか、できるだけ早いタイミングで、できるだけ可能な限り明確な形でお示しをできるように努力したいと思います。

○吉野委員 ぜひお願いします。

それでは、質問に移りたいと思います。

私たちは、福島県の自民党の四人の国会議員で、東京電力が賠償する仮払いをしていった、これがやはり遅いんです、そして少ないんですね、そして範囲が狭かったんです。ですから、私たち四人の国会議員が中心となって、福島県内の野党の方々が賛同していただいて、最終的には与党の民主党の方々が賛同いただいて、七月二十九日に、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律、いわゆる仮払い・基金法案、これを議員立法で、与党の賛成も得てつくったんです。

でも、つくった私たちは、この法律の進捗がないといえますか、この法律がどう反映されて執行されているかというのは、やはりきちんと監視を、ウオッチングをしていかねばならない義務があります。

それで、私の理解では、立法院でつくった法律を執行は粛々と執行していくというのが民主主義、三権分立の基本的な考え方という理解で私はいるんですけども、その辺の立法院と行政府との関係、どういう関係なのか、法制局長官にお伺

いしたいと思えます。

○梶田政府参考人 お答えいたします。

ただいまの点でございますが、憲法第七十三条の第一号におきまして、法律を誠実に執行することを内閣の事務の一つとして挙げております。内閣は法律を誠実に執行する義務があるというふうなことであります。

○吉野委員 私の理解と同じです。立法院でつくった法律を誠実に執行していくのが内閣の役割というふうにも私も理解しているし、今長官からもお話がございました。

もつと具体的に仮払い法についてお伺いしたいと思えます。

この仮払い法、私たちがつくったものは、中間指針が定められております。ここで、賠償すべきだといういろいろな項目が書かれています。この指針に書かれていて、東京電力がなかなか、社内事情等々で支払いが滞っている、そのところを、ここに書かれている範囲内で国は東京電力にかわって仮払いをするというのが私たちのつくった仮払い法でございます。

具体的に言うと、この指針に、財産的損害、これも払うべきだ、払うんだということが書かれています。ただ、東京電力は、財産的損害もなかなか評価が難しいということ、今支払いを、賠償を請求するに当たらない状態なんですね。でも、私たちは、そういうときだからこそ、私たちのつくった仮払い法で国は仮払いをすべきだ、まさにこういうときに使う法律ということでつくったんですけれども、その点について長官としてどういう御意見を持っているか、教えていただければ幸いです。

○梶田政府参考人 お答えします。

いわゆる仮払い法でございますが、仮払い法の第三条一項におきまして、「国は、ちよつと途中省略しますが、特定原子力損害であつて政令で定めるものを受けた者に対し、省略しますが、仮払金を支払う。」このように規定されております。

仮払金の対象となる特定原子力損害につきましては、基本的にこのように政令の定めに従って委任されているところでございます。どのような内容の政令を定めるか、仮払い対象にするかという判断につきましては、一義的には、この法律の委任の範囲内におきまして、この法律を所管する文部科学省なりあるいは特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する省庁等におきまして、まず判断されるべきものというふうな考え方をしております。

えまして、それぞれの関係の役所において御検討をいただくべき問題であるというふうに考えておるところでございます。

○吉野委員 文部大臣、中川大臣、今長官のお話も聞いた中で、この財産的損害について、文科省として政令をつくるかどうか検討しましたか。

○吉野委員 そのとおりなんです。政令で書かれなければ、定められなければ仮払いすることはできません。

附則の四、「検討」というところも、私たち、附則でつけました。附帯決議ではありません。附則ですから、これは決議であります。このところ

今それに対して鋭意努力をしているんですけども、政令をつくってそれで仮払い法の範囲の中でやっていくか、あるいは東電が直接全体の賠償ということにかかわっていくかということだけではなくて、この問題については賠償の範囲を超えた議論ももう一つ必要になってくるということが整理をされてきました。

まさに政令を早くつくるべきだというふうに、私はこの検討のところで思うんです。こちら辺は行政の怠慢じゃないのか。まさに政令で定められなければ仮払いすることはできませんから、その政令をつくっていく、どういふものが当てはまるのかということを検討する義務が附則で法律に書かれているんですね。ですから、この辺については長官としてどう思いますか。

○梶田政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げたとおりでございますが、具体的にどのよう内容の政令を制定するかということにつきましては、この法律、いろいろ書いてございます。その法律の委任の範囲内におきまして、一義的にはその法令を所管する府省におきましていろいろな事情を検討し判断していく、最終的には内閣の責任において政令を決定するということになるわけでございます。

御指摘の国の仮払いの対象をどの範囲にするかという問題につきましても、これは、今御指摘ございましたようにいろいろな法令の規定等を踏ま

そうなること、恐らく、その辺の線引きと、それから将来のその地域での生活基盤というのを、政府として、あるいは専門家の見方の中で安全基準みたいなものの中で整理をして、整理をした上で、土地そのものも賠償を超えてどう補償してい

くかというふうな、そんな議論もトータルでやっていかなきゃいけないだろうということでありまして、その作業を実は今必死になって、我々の賠償の委員会も含め、あるいは政府、関係関係も含めて議論をしております。

その辺の基準はつきりしてくれば、これは仮払い法でやっても、あるいは直接賠償という範疇の中で東電自身が対応しても可能になってくるというふうな思いまして、そのもう一つ以前の整理をするというプロセスに今入ってきておるということ、このことを御理解いただきたいというふうに思います。

○吉野委員 大臣は土地だけを例にしていますけれども、財物的価値の減失、損傷、これは土地だけに限りません。建物から農機具から工場の機械から、これを一緒に、ですから財産的損害を、土地の場合にはこうだ、建物はこうだ、機械はこうだと細かくやはり分けて、この法の目的は迅速に救済するんです。損害額がわからないから、なかなか算定できないから、では、仮払いはしないんだという法の趣旨じゃないんですね。迅速な支払い、救済なんです。

ですから、財物的価値、今全部土地で、私も前回土地でお話ししましたから土地だけなんですけれども、土地以外の財産、この辺はどうなんですか。そこも仮払いできるように検討、政令をつくるべき検討、ここをしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 中間指針の中でも、強制的に避難命令のもとで避難した地域の分野については、いわゆる財物的価値の喪失、減価については補償していくというふうな指針は出しております。では、具体的にそれをどういうふうな基準づくりをしていったらいいのかという議論に今入っているということでありまして、その中には、御指摘のとおり、土地だけということではなくて、すべての財物的価値について類型化をして基準をつくっていくということになっていくと思います。

○吉野委員 財物的価値の損傷について、土地、

それ以外のもの、仮払いをするということで政令をつくっていく、検討する。これは附則にも「検討」という条項がありますので、政府として、文科省としてきちんと、財物的価値の損傷について、分けて、払えるものは、仮払いできるものは政令をつくっていくということを約束できますか。

○中川国務大臣 まず基準をつくるということだと思います。その上で、基準ができれば東電がそれでコミットができるわけでありまして、直接的な、仮払いということじゃなくて具体的な精算という方式でやるのか、あるいは仮払いでいくのがいいのか、それはこれから検討させていただく。まずは基準ができないと、仮払いに入りますけれども、その具体的なマネジメントといいますが、それができないということでありまして、ここを早急にやらせていただきたいと思っております。

○吉野委員 これができたのは七月二十九日です。きょうは何日ですか。今まで、この財物的価値の損傷について何ら検討してなかったということとを今大臣はおっしゃったんです。これから検討するんだということ。ぜひ被災地、被災者のために、東電の払いを待っていたのでは遅いんです。そのためにつくったんです。ぜひ仮払いを検討していただきたいと思えます。

谷先生が来たので、特区の法案を質問したいと思えます。

まず、復興交付金。これはより使い勝手がよくなったという形で修正されていると思うんですけども、どんな形でよくなったのか、本当に使い勝手がいいのか、その辺、ちょっと提案者にお尋ねしたいと思えます。

○石田(眞)委員 吉野議員にお答えをさせていただきます。

復興交付金の修正により、使い勝手がよくなったかということですが、我々としては、格段に使い勝手がよくなったというふうに考えております。

以下、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず第一番に、交付金の交付に関する基本理念におきまして、地方公共団体の自主性、主体性及び創意工夫に対する配慮について定めまして、交付金が被災地域にとつて自由度が高いものとなるよう方向づけをいたしております。

第二にいたしましては、交付金の対象事業でありますけれども、政府原案の定める二要件に該当する事業、すなわち、基幹事業との一体性及び効果増大性が認められる事業に限られず、基幹事業と何らかの関連性があれば、地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業について幅広く交付金の対象に含まれることとしたしております。

三番目といたしましては、原子力損害に係る事業に対しても交付金を交付することができると等について、明文の規定をもつて確認をいたしまして、この点に疑義が生じないようにいたしております。

第四番目には、国は必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとしたしまして、被災地域のサポート制度を設けておるところでございます。

そして、第五番目といたしまして、補助金適正化法の特例を設けて、手続を簡素化したところとございまして。

以上でございます。

○吉野委員 すばらしい修正案、本当にありがとうございます。

次に、ここで、八十条で、原子力事故への損害賠償にも復興交付金を充てることができるというふうな修正されているわけですが、今議論している仮払い・基金法案とどう整理させることができるのか、お尋ねしたいと思えます。

○谷委員 お答えさせていただきます。

吉野委員御指摘のいわゆる仮払い法、これも議員提出で成立した法案でございまして、これもそれと本法案の復興交付金制度、いずれも広い意味

では被災地域の復興を目的とした制度ということでは言えるかと思えます。ただ、それぞれの法目的で、仮払いということは早く救済するということですので、今回の復興交付金制度は、大変な被害を受けた地域を面的に復興させようという制度でございますから、そういう意味では違いはございますけれども、ただ、行う事業は、それぞれの要件を満たす限り、どちらの制度も利用することは構わないということでは言えるかと思えます。

ただ、どちらの制度を利用したとしても、国は、仮払い法でいいますと十四条二項、それから本法案でいいますと八十条二項によつて、支出した金額の範囲内において、最終的な責任を負う原子力事業者に対して求償することを妨げないというふうなことにしているかと思えます。

○吉野委員 本場に私たち、今、除染が命なんです。除染のいかんで帰れるか、戻れるか帰れないか決まるわけでありまして、この復興交付金があるという除染にも使えるというお話だということに私は理解をしておりますので、本場にすばらしいなというふうに思えます。

除染にも使えますか、町がやる除染に。

○谷委員 吉野委員の言わんとしていることは、私なりに理解いたしますと、仮払い法の基金が設置されていけばその中で対応をするのが基本だ、そういう思いがあるかと思うんです。ただ、残念ながらその基金がない。そして、これは復興地域の面的な整備、復興させようというのが主目的でございまして、しかし除染も、そういう基幹事業に関連する以上、排除すべき理由は何らないと思っております。

○吉野委員 今の答弁、確認をさせていただきまして、ありがとうございます。

今、基金というお話が出ました。まさに仮払い・基金法案でありまして、この基金をまだ政府は、福島県が要求していないからつくらないんだというふうになつております。でも、ここにきて福島県も、基金をつくりたいというふうな手を挙げております。

この法律は、基金を県でもつくれるし、市町村もつくれるというふうな法の組み立てがなっていると思います。先般の参議院の予算委員会、岩城光英先生の質問の中ではっきりと、市町村も基金はつくれるというふうな答弁を政府からいただいております。

それで、各市町村が自分で基金をつくらせて原子力の被害に対応できるものへ使っていくというのは本当にいろいろなバラエティーがありまして、県もつくる、市町村にもつくらせて、市町村は市町村の独自の基金の使い方というものは必要なのかというふうな思ふんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、仮払い・基金法には、市町村に基金をつくることも、県につくることもできるということになっております。先ほど御指摘のとおり、県知事の方からも、これについてよく相談をしたいというお話もいただいております。また、市町村でもそうした声があれば、前向きに御相談をさせていただきたいというふうな思ふております。

○吉野委員 ありがとうございます。前向きにきちんと相談に応じる、県も相談に応じる、市町村も相談に応じるという御答弁をいただきました。これから各市町村から出ていくかと思ひます。

実は、この間、福島県の町村会の役員の方々、市長会の役員の方々にこの基金法案を説明したところ、それならうちの町で条例をつくってやってみたいという市町村が出ておりますので、ぜひ、大臣のところへ御相談に行くように申し伝えたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今大臣からありましたように、基金もつくる、そして仮払いも財産的損害について検討を始めていくという形であります。ここはやはりお金なんです。予算なんです。

私たちがつくった中では、二次補正の予備費をもつて充てなさいというところが最初だったんですけども、その予備費からも、仮払いまた基金

も予算が計上されております。今度の三次補正でも計上されております。四次補正、近々、二重ローン等々であるかと思ひますから、この四次補正できちんと、基金三千億、仮払い二千億、合わせて五千億、この予算を約束できるでしょうか。いかがでしょうか。

○五十嵐副大臣 現時点でまだ、四次補正の本身について、またその時期について申し上げる段階に至っておりませんが、原子力被害応急対策基金につきましても、地方公共団体の具体的な要望を承った上で検討してまいります。

その際、他の手段による対応がどうしているか、どこまでいつているのか、他の震災被災者とのバランスはどうかということも勘案をさせていただき、そうした検討を通じて、支援しなければいけないというものについては関係省庁と連携をしっかりとって、具体的措置を検討してまいります。

○吉野委員 今副大臣から、具体的に要望があればきちんと具体的に予算について検討する、前向きな答弁をいただいたというふうには私は理解しております。

ただ、各市町村から出てくるタイミング、時間と四次補正を組む時間、タイミングのずれがあれば、盛り込まれないおそれがあるかと思うんですけれども、四次補正に間に合わなくても、何らかの予備費で、各市町村、特に市町村の基金についてはちよつと時間的なタイミングが合わないおそれがあるんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○五十嵐副大臣 先ほど申しましたように、四次補正はまだ決まっているわけではございません。これから検討させていただきますが、いざれにしても、予備費等の対応策はありますので、何らかの形で必要があれば検討してまいります。

○吉野委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝穂です。

きょうで衆議院のこの特区法案、締めくくりにいうことになりましたが、きょう、冒頭で谷委員の方から代表して修正案の提案理由の説明がありました。私は、この修正案につきましても、真摯に協議をしてくださった与野党の皆さん、また、政府も当然、御相談を受けて決断もしていただいたと思ひますけれども、与野党ともに、いいものをつくりたいという御努力には敬意を表したいと思ひます。

その上で、きょうは、最後ということでありまして、修正案また原案ともに若干確信的な御質問をさせていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、条例の上書きについてお聞きをしたいと思ひます。

今回、私どもは、被災地のそれぞれ状況が違っている、法律で一律にということではなく、要するに、法律の基礎的な支えは当然必要ですけれども、それに加えて、やはり地域独自の復興ということもその地域で決めていただく、そのときに、法律がその障害になつていけば、その地域から声を上げていただいて、しっかりと地域の復興に役立てるものに、こういうことで条例の上書きということを提案させていただきました。

文字どおり、条例によつて法律の上書きができるという言葉にはなりませんでしたが、これについては、地方公共団体の声が反映できる仕組みに今回修正ができた、このように私は思っております。修正案に御質問を申し上げたいと思ひます。

○高木(美)委員 お答えいたします。

私どもの修正案におきましては、一つは、国と地方の協議会における協議結果についての国会報告、また二つ目に、認定地方公共団体等の国会に対する復興特別意見書の提出等についての規定が追加されるとともに、国会は、これらの報告や提

出を受けた場合に、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずることとしたしております。

これによりまして、ただいま委員御指摘のとおり、国会を通じて、例えば個別の法律の改正によりまして、規制事項を条例に委任するなど、被災地域の要望を最大限反映した法整備を早急に行うことが可能となるものと考えております。

このような修正は、条例の制定が事前事後かは別といたしましても、最終的には、被災地域の要望を反映するための法制上の措置を講ずるための手段を整備するものであるという点におきまして、いわゆる条例の上書きと共通しているものと考えております。私どもは、国会議員として、被災地域の要望を実現するための法制化につきましても、責任ある関与をしまつてまいり所存でございます。

○石田(祝)委員 もともと、条例の上書きというのは、地方分権の観点からも今まで議論もなされておりました。私どもも、地方分権の観点と、先ほど申し上げたような、被災地の一日も早い復興を、被災地はそれぞれ被災の状況が違うという観点で提案をしまつてまいりましたが、今回は、スピードを上げて被災地の復興を、こういうことで今回のような修正をさせていただいたものと思ひます。

引き続きまして、何点か提案者とそれから政府にもお聞きをいたしたいと思ひますが、今回、国と地方の協議会において協議が成立した場合、政府にはその協議の尊重をしてもらいたい、尊重義務というものを加えさせていただいておりますけれども、この点につきましても、提案者とそれから政府にそれぞれお答えをいただきたいと思います。

○高木(美)委員 お答えいたします。

修正案におきましては、国と地方の協議会における協議が調つた場合には、内閣総理大臣や関係行政機関の長におきまして、必要に応じて、閣法の提出、政省令の制定等の法制上の措置を速やかに講ずることとし、第十二条第八項の後段を追加

いたしました。その前段におきましては、政府原案で、協議会の構成員は、その協議の結果について尊重義務を負うこととされております。

しかしながら、協議が調った場合における閣法の提出、また政省令の制定等は、被災地域の円滑かつ迅速な復興のためにとりわけ重要であることから、確実かつ速やかに実施されるべきと考えます。そこで、特に、閣法の提出、政省令の制定等の法制上の措置に関しまして、内閣総理大臣や関係行政機関の長が負う協議結果の尊重義務を確認的に強調する趣旨でこのような規定を設けたものでございます。

○平野国務大臣 法施行後、新たな規制の特例措置について提案がなされた場合には、国と地方との協議会において協議を行い、協議が調った事項については、構成員はその結果を尊重しなければならないということにしております。

新たな特例措置の導入について協議が調った場合には、政府としては、その結果を尊重しまして、修正案にもこれは盛り込まれているとおりでございますけれども、速やかに所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないと考えております。

具体的には、法律の改正が必要であるときは原則として直近の国会に所要の法案を提出いたしまして、政省令等の改正が必要であるときは直ちに改正することになるというふうに考えております。

○石田(祝)委員 続きまして、国と地方の協議会における協議結果の国会報告義務について、十二条十一項についてお伺いしたいと思っております。

修正案につきましては、内閣総理大臣は協議会における協議の結果を国会に報告する、こういうことになりましたけれども、この修正の趣旨及び提案者の立法意思を踏まえて、政府の見解もお伺いしたいと思います。

私は、この規定は条例上書き権の趣旨を実質的に取り込むもの、このように思っておりますけれども、この点につきまして、提案者と政府に御答

弁をお願いいたします。

○高木(美)委員 御指摘のとおり、修正案におきまして、内閣総理大臣は、国と地方の協議会における協議の経過及び内容を、適時に、かつ、適切な方法で国会に報告することとしております。特に、協議が調わなかった場合にも、遅滞なく適切な方法で報告を受けることとしております。

これによりまして、国会が国と地方の協議会の協議の経過及び内容を随時把握いたしまして、必要に応じて各府省庁に対する監視、追及や議員立法の制定等を行うことによりまして、国と地方の協議会の協議の実効性を高めるとともに、被災地域の主体的な復興をさらに加速させることができるものと考えております。

委員御指摘のとおり、こうした仕組みを導入することによりまして、まさに実質的な条例の上書き権であると考えております。

○平野国務大臣 協議における協議結果の国会への報告義務でございますけれども、今御審議いただいている修正案につきましては、合意がなされた場合には、修正案にもあるとおり、被災地域からの新たな特例の提案について、一定の措置を講じないとの対応方針を決定した場合には、遅滞なく、当該方針と協議経過の概要を文書で報告することとし、その他の場合、つまり、きちんとした対応をした場合には、適時に、かつ、適切な方法で国会に報告するというものになっております。

その具体的方法につきましては、合意がなされた場合において、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○石田(祝)委員 続きまして、これは提案者にお伺いをいたしたいんです。

今回、特定地方公共団体が意見を述べる。今までは、地方自治法の第九十九条で、それぞれの議会が意見書を出すということはありましたが、今回は、復興特別意見書、こういう形で特定地方公共団体が提出できる、こういう規定を設けているわけです。

なっておりますので、どういう場合に出せるのか、いろいろな点があると思っておりますけれども、具体的なイメージ、今までの意見書とどこが違うんだろう、こういう御疑問も出てくるだろうと思っておりますので、できるだけ明確にわかるように提案者からお答えをいただきたいと思っております。

○高木(美)委員 お答えいたします。

国と地方の協議会に對しまして例えば新たな提案を行うという際に、同時に、同様の内容を復興特別意見書として提出することもできると思っております。

また、地方公共団体の復興推進計画や新たな規制の特例措置に関する提案が採用されない場合、もしくは、また協議が調った事項について政府の法整備等が遅滞している場合等につきまして、復興特別意見書を提出していただき、国会における議論や議員立法の制定の契機とさせていただきます。

具体的運用等につきましては、今後、参議院も交えまして、与野党間で協議をしていただくこととなりますが、意見書の内容が復興に関連するものであつて、国会として何らかの措置を講ずることが可能なものにつきましては、その対応を早急に検討できるような仕組みを考えていく必要があると考えております。

○石田(祝)委員 引き続き、これは民主党の提案者にお伺いをいたしたいんです。

この復興特別意見書を提出された場合に、国会に提出するわけでありますけれども、もろただけで、承りました、それで終わり、これでは困るわけでございまして、この場合に国会としてどういうことをすべきなのか。ある意味で、その受け皿ということも含めて、被災地からの復興特別意見書、その地域の生の声を直接受けて、国会としてどういう形で、どう対応するのか。どういうところが受けて、どうするか、こういう点も含めまして、これは民主党の提案者にお伺いをいたしたい

と思っております。

○田嶋(要)委員 お答え申し上げます。大変重要な御指摘だと思っております。

これまで御答弁ございましたとおり、この修正案におきましては、報告というものを十二条の十項で、そして特別意見書が十一条の八項ということ、これらの報告や提出を受けて、必要があるときに所定の法制上の措置を講ずるということ、これは具体的にどのような対応していくかということでございます。

もちろん、今後の協議ということでございますが、例えば、衆議院及び参議院の復興特別委員会のもとに協議結果の報告や復興特別意見書の提出窓口となる小委員会を設置することにより、機動的に特別立法についての審議を行うことが考えられると思っております。

なお、これらは、国会の運営に関連するものでございますので、本法が成立後に速やかに、各院の復興特別委員会の理事会の現場はもちろんでございますけれども、議院運営委員会においても議論をしていただき、国会が積極的かつ機動的に関与していく仕組みを検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○石田(祝)委員 この復興特別意見書、新たな仕組みとして今回修正案で盛り込まれました。これをやはり修正しただけはあつた、修正してよかった、こういうふうには言っていないだけのような働きも今度は私たちがしなければなりませんので、これは議会の中の決め事になりますから、各党のまた御了解も、御理解もいただいで、速やかにそういうものもできるように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、何点か政府にお伺いをいたしたいと思っております。

今回、この修正案が成立をいたしますと、新たに条例を制定しようとする地方公共団体が出てくるわけですね。そうすると、具体的には、どうし

ても政府がある程度この条例の制定について応援をしてもらわないと、条例ができませんよ、つくれますよ、どうぞというのでは、なかなか難しい場面もあるだろう。これは政府として、最大限この法の趣旨を生かして、地方公共団体に対して具体的にどういう応援が考えられるか、この点、いかがでしょうか。

○平野国務大臣 条例の制定を含めまして、被災地方公共団体の復興への取り組み、これを全面的に支援していく必要があるというふうに考えています。

このため、御提案いただいている修正案のスキームにより成立した議員立法に基づいて、被災地方公共団体が新たに条例を制定しようというような場合においても、被災地方公共団体から要請があれば、復興庁及び復興局が中心となって、復興庁ができた場合でございませうけれども、条例制定作業の支援を行う等適切に対応してまいりたいというふうに思います。基本的には、復興本部、復興庁が担うということでございます。

○石田(祝)委員 これはぜひしっかりとしたバックアップをお願いしたいと思ひます。

引き続き、政府にお伺いをしたいんですが、いわゆるノアアクションレターというんですか、政府案の第四条第八項の、国と地方の協議会で復興に際していろいろなことを計画する、しかしその計画が、法律と抵触するの、また、もう既にできている政令、省令、そういうものとの関係はどうか、こういうことの多分問い合わせが相次ぐのではないかとこのように思ひます。

これは当然、政令ですから、大きく逸脱するものについてはなかなか認めるとかそういうことは難しいかもしれませんけれども、ある一定の幅であれば、最大限、被災地の復興という観点から、私は認めていくべきではないかと思ひますが、最大限の解釈を行つていただく、この点についていかがでしょうか。

○平野国務大臣 基本的には、やはり被災地の立場に立った運用がなされるというのを旨とし

て、復興庁、復興本部は調整をしたいというふうな思ひつています。そして、スピード感でございませう。具体的には、各府省が回答を可能な限り短期間で行うこと、解釈に当たっては可能な限り柔軟に対応することとなるように、ノアアクションレターへの対応については、復興本部、復興庁においてしっかりとフォローしてまいりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 続きまして、国と地方の協議会において新たな提案をしよう、こうなつた場合に、先ほど私が申し上げた、法律、政令、省令、こういうものが既にある、それに対して今回自分たちが計画する復興計画のこの事業はどうなんだろう、こういうことが当然出てくるだろうと思ひます。

そのときに、例えば、こういうものについて法律、政令、省令との関係はどうかと言われたときに、問い合わせがあつて、いや、それはマルです、バツです、これだけではなかなか話が進まないわけですから、例えば具体的に、これはこういう根拠でこうなつています、そしてこういう政令をつくれれば別の角度も考えられるとか、この点はある程度ペーパーでしっかりと示しをしてあげていただきたいと思います。

それと同時に、そういう復興特別意見書を受け付けるところもつくる予定ですから、国会にもぜひ御報告いただいて、また、同じようなことで悩んでいるところもあるかもしれませんので、こういう問い合わせがあるところがあつたけれども、これについてはこういう解釈ですよ、こういう根拠でこういう解釈ですよ、こういうこともぜひホームページ等にアップしておいていただければ、それを見て、やはりまた問い合わせるまでもなく自分たちでさらに一步工夫ができる、こういうこともあろうかと思ひますが、この点はいかがでしょう。

○平野国務大臣 国と地方の協議会における新たな提案について協議を行う際には、円滑に議論が進むように、必要な資料の提供に努めてまいりたい

と思ひつています。また、協議会に提出した資料については、協議の経過及び内容を国会に報告する際、あわせて報告してまいりたいと考えております。

また、今委員から御提案がございましたけれども、これらの資料につきましては、復興庁のホームページに掲載するなどして、他の被災地域が復興の取り組みを進める際に参考にできるように、積極的に情報公開をしてまいりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 引き続きまして、政府にお伺いをしたいと思います。

今まで、この復興特別委員会、精力的に開いてまいりました。また、特区法案につきましても、時間数は少々短いかもしれませんが、いろいろなところの委員会以外でも率直に私たちは与野党で話し合いをいたしまして、よりよいものにしていく、こういうことでいろいろと進めてまいりました。

それで、この復興特別委員会の審議の中で、私も聞いておりました、大臣も積極的な御答弁をいただいたように思うところも当然ございました。

私は、先日、自席から大臣の答弁中に申し上げまして失礼しましたけれども、そのとき感じたのは、これは与野党でやつて修正協議の先を答弁なさつたんじゃないかと一瞬思つた点もございましたが、前向きな答弁であつたということで評価をしたいと思ひますが、こういう委員会の中の質疑で大臣に御答弁いただいたいろいろなこと、こういうことは、会議録に残つていくということだけではなくて、これからの特区の基本方針の中、これは大臣にというよりも政府にお願いしたいわけですが、そういうものも具体的に明確に入れていただきたいな、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○平野国務大臣 本委員会では本日に活発な御議論をいただき、また有意義な、有意な御提案もたくさんいただきました。

今回の審議において御答弁申し上げた事項のうち、例えば、計画策定手続の簡略化や策定に関する人的支援、それから今後の復興特区制度の運用を図る上で重要なものについては、極力、復興特区基本方針の中で記載することを考えております。

例えば、十一月二十二日の当委員会において、高木委員からでございましたけれども、御指摘のあつた、既に定められている市町村の復興計画について、復興推進計画として認定の対応をする等柔軟に対応することについては、基本方針に具体的に記載する予定でございませう。

基本方針については、国会での御審議も踏まえまして、被災自治体の御意見も聞きながら、速やかに作成していきたくと思ひます。

○石田(祝)委員 引き続きまして、復興交付金についてお伺いをしたいと思います。

これは、提案理由の説明でもありましたけれども、参議院から回つてきた法律の趣旨を生かして、そのまま映して、こういうことであつたろうと思ひます。

これはまず、提案者と、政府にもお伺ひしたいんですが、修正後の第七十七条第二項第四号に掲げる事業と、七十七條の第二項第三号に掲げる事業、基幹事業ですね、この関係性についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

まず、修正によつてどういうふうなこの事業等の範囲が変わつてきたのか、立法意思としてはどういうふうなことでこれは提案をなさつていらっしゃるのか、そして、その関連のことをどこまで考えられているか、このことをお伺ひしたいと思ひます。

これは、提案者と政府にそれぞれ御答弁をお願いいたします。

○階委員 お答えいたします。

委員が御指摘のとおり、既に参議院で通過している法案の趣旨を踏まえまして今回修正した箇所が、まさに七十七條の二項の四号でございませう。当初の案ですと、「前号に掲げる事業と一体と

なつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項」ということで、一体性と効果を増大させるという二つの要件が必要でございしました。

大臣も御答弁になりましたように、これが必ずしも政府としては使途を制限するという趣旨ではなくて、要すれば、三号、いわゆる基幹事業が復興交付金事業計画の中にある場合に、それとセットに入れてもらいたいという趣旨で盛り込んだものの、規定したものだということでございますが、ちよつと文言的には、やはり一体性とか効果の増大性ということで狭く解される余地があるということ、今回は、「その他の著しい被害を受けた地域の復興のため同号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務」という、一体性、効果増大性に限らず、関連性を認めれば広く使途が認められるよという文言上も明らかにしたということ、誤解がないようにこはしつかりと手当てをしたということでございます。

これによりまして、七十七条の二項三号に定める基幹事業、そして関連事業が、それぞれ、基幹事業はハードの面、関連事業はソフトの面で十分に使われることによつて復興をさらに促進していくことができるというふうに考えております。

○平野国務大臣 修正案では、基幹事業との関連性があれば、従来、地方単独事業として行われていた、地方の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業に幅広く対応できることがより明確になったというふうに考えております。

私も政府としては、この合意に沿った対応を行つてまいりたいと考えております。

○石田(祝)委員 次からは何点か政府にお伺いをいたしたいと思ひますけれども、一つは復興交付金。修正案の趣旨に沿つて、こういう大臣からの御答弁もございました。この復興交付金について、やはり被災自治体は大変期待をしている、こういう状況であります。ですから、一日も早く中身を知りたい。これは修正協議もやつておりま

したから、なかなか落ちつく先がわからないというところで、余り具体的な話が被災自治体に行つていかなかったかもしれないけれども、そういうよくわからないという声がありますけれども、これについて、これからどういふうになさるおつもりか、お伺いしたいと思ひます。

○平野国務大臣 質問の趣旨が、最後のところがちよつと聞き取れなかつたもので、恐縮です。

○石田(祝)委員 再度申し上げたいと思ひます。今、私も地元の議員等とよく連携をとつてやつておりますけれども、被災自治体から、具体的にどういふうなものに使えるのか、これがやはりわからない。そうすると、聞いても、聞かれた方もなかなか答えられないということがありますので、きょうで衆議院を、委員会を通過する予定でありますから、この点、どのように周知をするのか、お考えがあればお伺いをいたしたいと思ひます。

○平野国務大臣 三次補正予算も成立いたしましたので、この法案が成立いたしますと、法律全体の考え方、それから各いろいろな制度の考え方、これをつかり説明してまいりたいというふうに考えています。その説明の中で、この復興交付金、特に効果促進事業につきましては、自治体の意見も伺いながら制度設計を進めると同時に、しっかりと説明して使い勝手のいい制度にしていきたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 基幹事業は今四十事業予定されている、このようにお聞きをいたしております。この法文の中では七事業ですが、「その他内閣府令で定める」、こういうふうになつておりますけれども、これ以外にもあるんだよ、こういうこともこれから進んでいくと出てくるだろうと思ひますが、具体的に、こういう事業を追加してほしい、そういう声が出たときに、これは国と地方の協議会でそういうものが扱えるのか、こういう声も出てくるだろうと思ひますが、いかがでしょうか。

○平野国務大臣 国と地方との協議会の場合でも取り扱える対象になると思ひます。

○石田(祝)委員 それで、私もいろいろと今まで御説明をいただいた中で、この効果促進事業、基幹事業費の三五%を上限、こういうふうになつております。これは例えば、大臣は最近二階建てというのをよくおつしやつておりますけれども、基幹事業は一階で効果促進事業は二階だと思ひますけれども、二階の方が一階より大きいというのなかなか考えにくいかもしれません、三五%というふうに決めた何か定性的な理由はあのか。また、これは絶対守らなさいいけないのか。

基幹事業の割合が小さい場合に、そうすると、またその三五%だつたら、上の事業も小さい、こうなるわけですから、三五%を決めた理由と、これは絶対守らなさいいけないのか、そのあたり柔軟にできるか、そのことをお答えいただきたいと思ひます。

○平野国務大臣 三五%につきましては、既に社会資本整備総合交付金というのがございまして、基幹事業の二五%という割合で既にこの制度が走つております。今般の大震災においては、甚大な被害を受けた被災地の負担の軽減を図り、復興の幅広いニーズにこたえたとの観点から、それよりも高い三五%にしたということでございます。

運用に当たりましては、予算全体としては基幹事業の三五%ということの総額で枠が三次補正の中では確保されておりますが、先ほどの御議論にもございましたけれども、例えば、基幹事業が非常に小さい、しかし効果促進事業を使つた方が復興に非常に効果があるというような地域について、できるだけ弾力的な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 この交付金については最後でありますけれども、先ほどの件とちよつと関連するところもあわせてお聞きをしたいんです。この第三次補正で、東日本大震災復興・復興推進費、ここがこれに当たるとは思ひますが、一兆五千六百一十一億、こういう金額であります

これは、大臣、確認ですが、基幹事業と効果促進事業、そういう名前をつけられておりますけれども、これは別に一兆五千億の中にミシン目は入っていませんよね。それともう一点、全体の予算が足りなくなつた場合、これはどうするか。この二点をお伺いします。

○平野国務大臣 復興交付金の中には、基幹事業と効果促進事業ということについては、先ほど言いましたように、効果促進事業については基幹事業の三五%ということと計上していますので、一応のミシン目はあるというふうに御理解をいただきたというふうに思ひます。ただ、その運用に当たりましては、必要なところについては弾力的な運用を図つてまいりたいということでありま

す。それから、あと、足りなくなつた場合、まずこの予算をしっかりと使つていただきまして、復興を進める上で必要な予算ということについては確保していきたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員 時間もなくなつてまいりましたが、引き続きまして、漁業法の特例についてお伺いをいたしたいと思ひます。

今までも何度か鹿野大臣御答弁なさつておりますけれども、私も、なおどうかという点がござい

ますので、お伺いしたいと思ひます。私は今回の特例についての御説明をいただいたときに、わかりやすいポンチ絵というんですか、これをちよつといたしまして、その法律の流れをお聞きしたのでございしますが、地元漁民の七割以上を含む法人、地元漁民の七人以上で構成される法人、こういう法人が、知事による免許審査、五点、特例判定基準があるようでありますけれども、合致する者がいる場合はそこにやらせる、いない場合は地元漁協に漁業権を与える、こういう御説明を聞いたんですが、これはそれでよろしいんでしょか。

○鹿野国務大臣 今先生から言われたとおり、七人以上というふうなことで申請がなされれば、そういう話し合いがなされれば、知事として

はそういうふうな特別な特区申請をされる、こういうふうなことでございまして、これは限定された形でその申請がなされるということでございします。

○石田(祝)委員 大臣、ちょっとこれは論理的に矛盾していると思いませんか。地元漁協が対応できないからそういうところを上げますよ、しかし、そういう法人がだめだったら地元漁協に与えますよと。だめだからそういう仕組みをつくらうとしているのに、そういう適する法人がなかったら地元漁協に渡しますよというのは全くおかしくないですか。そういうところがないからこれを特例的にやりましようと言っているのに、合致するところがなかったら地元漁協に上げましようというなら、最初から地元漁協に渡せばいいじゃないですか。論理的におかしくないですか。

○鹿野国務大臣 基本的には、地元漁業者のみではなかなか漁業の再開が困難だというふうな地域に限つてということでございまして、そういうことから、審査基準を満たす適当な法人がないと知事が判断した場合には、当然、漁業法の原則に戻りまして、地元漁協に免許が付与されるということになるわけでございします。

あくまでもこれは、なかなか地元漁業者では困難であるというところに対して免許が付与されるということとございしますので、そこは、漁業の再開が困難だというふうな地域を想定してというふうなことであるものと思つておるところでございします。

○石田(祝)委員 時間が来ましたから、最後に申し上げたいと思ひますけれども、大臣、その話は、どう考えても理屈として成り立ちませんよ。もともとは、漁業法の免許については地元漁協が一位なんですよ。そこがだめだからその次のところを募つてやりましよう、しかし、それが基準に合致しなかったら地元漁協に与えましよう。では最初から地元漁協に与えればいいのかであつて、だめだからという前提でやつているところが、もとに戻つて地元漁協にまた戻りますよとい

うのは、これはどう考えたつて論理的な矛盾ではないか。

ですから、私は、この漁業法については、地元の方も全国団体も大変心配をしておりますから、これについてはこれ以上申し上げませんけれども、しつかりと、この法律によつて、特例によつて浜が混乱するとか、これは政府が責任を持つてそういうことのないようにしていただくことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○古賀委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。限られた時間ですので、早速、提出者に質問したいと思ひます。

いわゆる条例による法律の上書き権についてであります。公明党さんの新たな提案を受け入れる形の修正案になったかと思ひます。

基本的には、復興計画を実行に移す段階でさまざまな規制や障害があつて、地方公共団体の要望に国会が対応していくことは重要なことだと思つております。また、スピード感も大事だと思ひます。ただ、実質、国会のルールを変えるものではないのだということ、ここは確認をさせていただきます。

○高木(美)委員 お答えいたします。

委員おつしやる、そのとおりでございします。具体的な対応をどのようにするかは今後協議されることになると思ひますが、例えば、衆参両院の復興特別委員会のもとに、協議結果の報告や復興特別意見書の提出の窓口として小委員会を設置することによりまして、機動的に特別立法についての審議を行うことが考えられると思ひます。

こうした仕組みは国会運営に関連するもので、本法成立後速やかに、衆参各院の復興特別委員会の理事会の現場はもとより、議院運営委員会におきましても議論をしていただきまして、国会が積極かつ機動的に関与していく仕組みをつくり上げる必要があると考えております。

いづれにいたしましても、このような仕組みは、現在の国会法また衆議院規則等の議事運営の

ルールを前提といたしまして、その運用の範囲内で行うことができるものと考えております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

真剣に国会としても向き合つていきたい、このように思つています。

それで、一般論として、やはり法律というのはかなりの部分が政省令にゆだねていることが多いかと思ひます。せつかくこうして議論をしているんだけれども、詳細については政省令で定めるといふ法律が非常に多くて、これまでも局長や課長名の一片の通達で制度改正に近い変更がされていくというところも間々あつたのではないかと、このように思ふわけです。

それで、政省令については、今回は国と地方の協議会が調べれば改正できることになっておりますけれども、これについて立法府が何の関与もなくしてよいのでしょうか。つまり、毎度毎度という意味ではなくて、一定の期間を置いて、報告を受けて、どうであるかという検証をするですとか、今回改めて政省令のあり方について考えていく必要があるのではないかと思ひますけれども、その点についてぜひ考え方を伺いたいと思ひます。

○高木(美)委員 お答えいたします。

今御指摘ありましたこの修正案につきまして、国と地方の協議会における協議の経過また内容の報告、それから復興特別意見書の提出を受けた上で、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずることとしたところでございします。

すなわち、国会は、単に協議の報告また復興特別意見書の提出を受けるだけではなくて、どのような措置が講じられ、また講じられなかったかというところにつきまして、不断の監督を実施し、国政調査権を行使するなどしまして、政省令の制定また改廃状況につきましても、御指摘の報告を政府から受けた上で、特段の立法措置の要否を判断していくべきものと考えております。

具体的に、この政省令、またさまざまそれにまつわります通知をどのように行つていくか、先ほ

ども御指摘もありましたけれども、こうしたことも踏まえて具体的な内容を今後つくり上げてまいりたいと思つております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

これはやはり今回の特区制度において大変懸念をしていることでもあり、同時に、いろいろな、例えば厚生労働委員会に私所属しておりますけれども、その場面でも、議論しているんだけれども、終わった後にいろいろなことが決められていくということもありましたので、あえて問題提起をさせていただきました。しつかりと立法の場でそうしたことについても検証していく必要があるかというふうな思つております。

そこで、次に、参議院で全会一致で可決をされた臨時交付金のスキームを修正案に盛り込んだと承知をしております。書きぶりとしては、第七十七条二項の四、もともとある復興交付金の事業に「関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務」を加えた形になっております。自由度の高い交付金ということでありますけれども、原案の復興交付金との違い、また総務省の復興基金との違いについて、それぞれ伺いたいと思ひます。

○谷委員 きよう提出させていただきました修正案におきましては、交付金の対象事業につき、政府原案では先ほど階委員の答弁にありましたように二つの要件がありました、基幹事業との一体性、そして効果増大性、それに加えて、関連性があれば大丈夫だというふうに変えているわけであります。

私も、十六年前の神戸の経験からいって、被災自治体は復興に関連をしない事業はまずやらないと思ひます。ですから、基幹事業とあわせていいいますか、同時期に行うような事業は、幅広く、基本的にすべて対象になり得るのではないかと思つております。

復興基金との違いであります。今回の三次補正ではなくて、二次補正で措置された交付税を使つていわゆる取り崩し型の復興基

金をつくることになりました。復興基金の場合には、交付税でございまして、全く使途に制限はございません。あえて言うならば、復興のための必要な事業という縛りだけだろうと思います。そういう意味で、復興基金ほどの自由度は少し制限されるかも知れません。基幹事業と関連するという縛りがあることは事実であります。

しかし、そうはいっても、地域の実態から見れば、被災自治体が真摯に復興に取り組もうという単独事業は、ほとんどすべてだと思いますか、大変幅広く拾えるのではないかと思っているところでもあります。

○高橋(千)委員 済みません、通告していませんのですけれども、せっかくですから今のに関連して。

そうすると、当初は交付金という話が随分ありまして、我々は、やはり取り崩し型の基金がよいのではないかとこのことを言ってきました。それは自由度の高いものということに最大の眼目があったわけで、その趣旨がびつたりなんですけれども、しかし、それは何通りもあった方がいいものでしょうか。かなり複雑にはなりますけれども、交付金もあり基金もありと、何通りもあった方がよいという考え方でしようか。

○谷委員 お答えいたします。

考え方であらうかと思いますが、我々は野党ですから、政府の予算のそういう縛りもございまして、与えられた条件で何が一番ベターなのかと考えたときに、政府提案の交付税は交付税としてしっかりとそれぞれ基金をつくつてもらおう、それに加えて提出の交付金をもつと使い勝手のいいものにするという選択をしたわけでありまして、白紙の状態から何がよいのかというのはいささな意見があるかと思いますが。

一つの大きな交付金、例えば十六年前の神戸のときは九千億のファンドで十年間三千五百億の、それこそ使途の制限のないやり方をやりましたけれども、いろいろ考え方はあろうかと思えます。

○高橋(千)委員 私は、大臣の答弁の中にはつき

りと違いがありますので、交付金と基金との違い、交付金にはできないものがあるということをおっしゃっておりますので、やはりそこが違いないだろうということ、並び立つても活用する道があるということ、をちょっとこの後質問したいと思っております。

それで、関連して、今回の復興交付金の中に先ほどの自由度の高い交付金を入れたわけですが、しかし、財政措置は特段ふえるわけではないと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

〔委員長退席、大島(敦)委員長代理着席〕
○石田(眞)委員 財政措置が特段ふえるわけではないが、どう考えるかという御質問でござい

す。我々の修正案では、基幹事業と何らかの関係がある、関連性がある事業について幅広く交付されること、といたしております。ただし、それによつて直ちに新たな財政措置を必要とするものとはいたしておりません。

しかし、今後、復興の円滑かつ迅速な推進をしていく中で、自治体の創意に基づきさまざまな事業の展開が予想されますので、三次補正予算において措置された交付金の所要の額に不足が生じた場合には、必要に応じて予算の上積み求めていく必要があると考えております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

そこで、総務省に伺いますけれども、各県が、今回の三次補正を受けて、十二月議会にいろいろ補正予算を準備しているところでありまして。私は、復興基金の問題で、やはり各市町村に対する配分が必要ではないかということ、これをこれまで言ってきたわけなんですけれども、報道などを見ていますと、国からの基金に例えば寄附金などをプラスして復興基金を創設して、被災市町村にあるところが多いように見受けられます。

二、千億円の内訳、市町村への配分状況など、把握していることについて簡潔にお願いいたします。

す。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

簡潔にということなので、金額から入りたいと思いますが、各県における特別交付税の措置については、青森県八十億円、岩手県四百二十億円、宮城県六百六十億円、福島県五百七十億円、茨城県四百四十億円、栃木県四十億円、千葉県三十億円、新潟県十億円、長野県十億円を予定いたしているところでございます。

各県におきましては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に配慮した運用を考えており、例えばありますが、基金規模の半分程度を市町村に交付した上で、市町村が基金を設けることなどが検討されているところでございます。

以上でございます。

○高橋(千)委員 簡潔にありがとうございます。

まさにそうで、青森県でも四十億円を八戸市などの被災自治体に配分するとか、宮城県は六百六十億円の約半分、三百三十億円をあらかじめ配分するということでありまして。岩手県は二百十億円。また、茨城のように、百四十億円のうち七十億円をすべての市町村、要するに、災害救助法の対象とかそういうのを取つ払つて、すべての市町村に配分する、そういうふうな自治体、県もあるかと思えます。

そういう意味では、市町村にあらかじめ配分して、市町村に任せるよということは大変いいことだなどとは思ふんです。ただ、そうすると、結構、配つてしまふと、そんなでもないかと。つまり、総務省は、当初、この基金をつくつたときに、複数年度にわたつて運用してもらいますよ、取り崩して活用してもらいますよということを想定していたと思うんですけれども、大したことなくなつちやう。つまり、執行状況も勘案して、積み増しとかそういうことも検討していかなくやいけないのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○福田大臣政務官 これからどういう事業が出て

くるのかということも見きわめて判断をしていきたい、そのように思っています。

○高橋(千)委員 否定をされなかったところがまず大事なところだと思います。ぜひ執行状況をよく見ながら応援をしていただきたいというふうに要望したいと思えます。

それで、いよいよ平野大臣に伺うわけですが、先ほど言った違いのところ、大臣はこの委員会、復興交付金の効果促進事業について、できないものを言つておいて、それ以外のものは大概できるようにするんだ、そういう答弁をされていたと思うんですね。その中でできないものというのは、決めている補助率をかき上げるのですとか、個人の支援、個人補償にかかわる部分、そのようにおっしゃっていたのかなと思っております。

それで、例えば御出身の岩手県の基金事業などでは、暮らしの再建、なりわいの再生、こういう県の復興計画のもとでの理念に基づいて、基金事業のメニューに生活再建住宅支援事業費として六億二千八百万円を計上し、災害救助法による住宅の応急修理の対象とならない一部損壊や半壊住宅に対して、限度額三十万円の、工事費半額を補助すると言つております。リフォームですとか耐震化とかを組み合わせると、もう少し大きい額が限度額として個人に支援できるという仕組みになっています。それから、被災宅地復旧支援事業として、宅地のり面の保護とか排水設備の設置あるいは擁壁の復旧、こうしたものにも限度額二百万円ということで補助をするとしております。

ですから、個人の再建も、やはりそれが復興の大前提という考え方によつてつくられているわけですから、このような自治体の基金事業を活用して被災者個人の生活を支援していくということに対して、どのように評価されていますか。

○平野国務大臣 今委員から御紹介がございまして、岩手県では、復興基金を活用しまして、委員御紹介のような制度を補正予算で計上したというふうに聞いております。

この復興基金につきましては、御承知のように特別交付税を財源にしております。県の独自財源という位置づけになるかと思ひます。岩手県も非常に財政事情が厳しい中で、この復興基金を利用して何をするか、これをさまざまな観点から検討して、工夫を凝らした結果ではないかというふうな理解をしております。

○高橋(千)委員 工夫を凝らしたというだけですかね。やはり踏み込んだ問題についての評価をいただきたいと思つたわけですね。

ちよつとその前に、きょうは国交省からも副大臣においていただいておりますので、かつては地域住宅交付金、現在は社会資本整備交付金の中に、自治体が位置づけられ、住宅リフォームや耐震化、あるいは被災した住宅についても支援ができる、つまり、国だつて交付金の中でそういう支援ができるということも位置づけてきたと思ひます。また、社会資本整備交付金についても、基幹事業に対する縛りというものもこの間緩和してきたというふうな考えをしておりますけれども、その趣旨などについて確認をしたいと思ひます。

○奥田副大臣 高橋委員にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、社会資本整備総合交付金、二十二年から開始をいたしまして、これまでの個別補助金を一括して、地方団体にとって自由度の高い、使いやすい一括交付金としてお渡ししているところであります。今年度からは、これまであつた四つの事業分野の垣根の方も取り払って、総合交付金としての一本化というものを図らせていただいております。

その中で、基幹的事業というものを指定しておりますけれども、この基幹的事業に関連する、あるいは基幹的事業と一体となつてその効果を高めるために必要な地方独自の事業というものに対しても、その事業費の二分の一という縛りはありませんけれども、国費を交付することが可能ということになつております。地方公共団体が住宅リフォーム、耐震改修といったことに対して助成を

行う場合についても活用は可能となつています。今後とも、地方公共団体が創意工夫し、地域のニーズに応じた政策を実現できるように支援していきたいというふうな思つています。

(大島(敦)委員長代理退席、委員長着席)

○高橋(千)委員 やはり、こうした自治体の独自の取り組みが広がる中で、国の交付金の事業の中にも、個人の住宅の再建にかかわる事業、いわゆる個人の私有財産などということがずつと議論されてきたわけですね。ですから、大臣が、復興交付金の効果促進事業について、個人の財産にかかわるものはできないということを言ってきたけれども、そういうことを言う必要はないのではないか、自治体が、まちづくり計画の一環として、例えば一部損壊や半壊住宅への支援も必要だ、そういうふうなことを言うのであれば認めてよいのではないかと思ひますが、改めて平野大臣に伺います。

○平野国務大臣 まず、効果促進事業の使途につきましては、基幹事業と関連する復興のための事業であれば、できる限り幅広い使途に対応することができるよう、あらかじめ要件を定めるということではなくて、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃料その他の経常的な経費への充當を目的とする事業、別途国の負担または補助を得て実施する事業、個人、法人の負担に直接充当する事業及び専ら個人、法人の資産を形成するための事業などのネガティブリストを定める方向で制度の詳細を検討中でございます。

その中で、御指摘の一部損壊や半壊住宅まで効果促進事業の対象として国費で対応するかどうかにつきましても、これまでの他の災害との公平性の問題等々がございまして、私は、十分にこれは慎重に対応する必要があるのではないかとこのように考えております。

○高橋(千)委員 甚大な災害だからこそ今特区法案を審議しているのに、ここでまた他の災害ということを持ち出してくると、何のためにここまで

議論してきたのかなということにもなりかねませんので、さらに踏み込む必要があるということもきょうは指摘をして、また次の機会に譲りたいと思ひます。

終わります。

○古賀委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。

まず冒頭に、修正案提案者に対して質問をさせていただきます。

修正案では、原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても復興交付金を活用して対応できる、こういう規定を設けているわけですね。けれども、この設けた理由について伺いをさせていただきます。

○谷委員 お答えをさせていただきます。

これを設けた理由、これは参議院で先議されて、それで衆議院に付託されております災害交付金に関する法律案、その中にもともとございまして、ですから、その法案の趣旨を、一つの院の議決を我々としても最大限尊重して入れさせていたのだというわけがあります。

それで、原子力事業者が賠償責任を負うべき事業かもわからないけれども、それも排除するものではないということはこの修正案の中に明記されていたわけですね。しかし、そのことをもって、原子力事業者、この場合は東京電力になると思ひますが、事業者に対して賠償することを妨げるものではないということもあわせてしっかりと法案に書かせていただいているところでもあります。

○吉泉委員 説明いただいたわけですね。けれども、この損害賠償等については、第一義的には事業主である、事業者である、このことはこの間確認をしてきたんではないかと思ひます。その上で、最終的には国が責任を持つ、このことも私たちは確認がなされてきたんではないかと思ひます。そして、今回ろうというふうに使つて各被災地の自治体までそのを負うというふうにも解釈をされるわけですね。

います。そういった中においては、地方自治体の行う損害賠償に係る事業、こういうものについてはどのようなものが考えられているのか、想定をしているのか、このことについて伺いをさせていただきます。

また同時に、除染についても、今被災地では大変苦勞をなされているわけですね。そうした中で、今回の除染についても、それぞれ担当大臣の方として国が責任を持つ、こういうふうな言っているわけですね。けれども、こういう中において、国と被災地の自治体との関連の中でうまく進めようという状況の中において、今度はこの交付金の中でやるというふうになれば、少し国が浮き上がってしまうのではないかと、こういうふうな感じも持つわけですね。そういう中において、ここに係る事業、このことについて具体的に説明をお伺いさせていただきます。

○谷委員 復興交付金の交付に当たっては、団体の方から計画を提出してもらつて、それで個別具体的に判断するというふうなところかと思ひます。

それで、具体的にどういうものがあるかということについては、しつかりお答えするというのは正直なところ困難でございます。ただ、修正案提出者の立場で申し上げますと、今委員御提案の除染とか、そういうさまざまな事業についても、それが基幹事業と何らかの関連性があれば、当然、復興交付金の交付対象として幅広く認められるというふうな考えております。

損害賠償に係る事業をやるのが自治体の主な仕事ではないですから、これは面的な整備をやつて、あわせて関連したさまざまな地方単独事業をこの交付金を使つてやつていただこうという趣旨が、この復興交付金のメーンだと思いますが、主な事業だと思ひます。

ただ、東電に求償できるような事業は対象にならないのかという誤解を避けるために、あえてこの条項を入らせていただいた、また、参議院が

らの通過法案にもその条項がしつかり入っているというところを踏まえた修正ということ、何とぞ御理解いただきたいと思ひます。

○吉泉委員 一番被害をこうむっているのは、あくまでも被災地の、それぞれ住んでいる国民、住民でございます。そして、それを何とかしようというところで一生懸命努力をしているのがその自治体である、こういうふうな認識をしております。それぞれ金にかかわる問題でございますから、その面では、やはり第一義的な事業主、そして国、この部分についてはしっかり役割を果たしていただきながら損害賠償等の問題については進めていくのが筋なんだろうなというふうに思っておりますので、その辺についてよろしくお願いを申し上げます。

次に、復興担当大臣にお伺いをさせていただきます。本会議の質問の中でも触れたわけでございますけれども、これまでの企業立地、さらには小水力発電など再生エネルギーの導入、このことについては、何も被災地だけでなく、日本全体でこれは進めていかなくやらない大きな一つの課題なんだろう、こういうふうにも思っております。そして、今現に、それぞれ各県さらには各市町村のところで、この対応について検討がなされている、そういうふうにもお聞きをしております。

しかし、いざ導入しよう、さらにはそれを具現化しようというふうなときに、それぞれ法の整備、法の規制、さらには各省にまたがるいろいろな行政手続、こういったことについて時間が余りにもかかり過ぎる、こういう一つの批判も出されているわけでございます。そうした中において、シンボリックな被災地での再生エネルギー、さらには企業立地、このことについて、特区を用いてやる、これについてはすぐ期待をするわけでございます。

そうした中において、この復興特区の中における再生エネルギー、さらには企業立地について、税制なり資金的な財政上の問題は非常に具体的に

書かれているわけでございますけれども、それぞれ、河川法なり電気事業法、さらには行政手続が、これまでの総合特区と比較してどう具体的な形で利点があるのか、ワンストップで早く進んでいくのか、このことについてお伺いをさせていただきます。

○平野国務大臣 今回の特区法案の中では、思い切った規制制度の特例措置、税、財政、金融上の支援措置を講じていると考えております。

特に、総合特区との比較においては、例えば土地利用面における大幅な手続の簡素化、それから税制につきましても、総合特区制度にはない、五年間の法人税の無税、そういった、これまでになく大きな税制制度も用意させていただいております。これは何と云っても、今回の被災の大きさにあがみまして、一日も早い復興を実現するための措置として用意をさせていただいたということでございます。

○吉泉委員 今答弁があつたんですけれども、非常に期待をしたい、そしてまた期待をしている、こういうふうにも思っております。

そして、被災地だけでなく、ほかのところでもこれを今検討、そして具現化しようという動きもあるわけでございます。そういったときに、それぞれ税制上とか財政面とか、そういうことでなくて、行政手続ですね、これをもっと広げていくべきではないか、こういうふうには思っています。その意味で、担当大臣として、それぞれこれまで検討がなされてきて、県の中でそういう動きがある中において、今の復興特区の行政手続上の簡素化、これをどういうふうにもっと広げていくようにしているのか、その点なんかをお伺いさせていただきます。

○平野国務大臣 復興特区制度ですけれども、まず、被災地の震災における被害状況等を踏まえて、その場所をやはりある程度限定するという前提で今回法律を出させていただきました。このため、震災により一定の被害が生じた区域である財

いますけれども、まずそこに限定をして今回の特例制度を活用していただくということで考えております。

今委員の御指摘につきましては、特に規制手続の特例ということに着目して、もっと広げてはどうか、例えば東北地方全体に広げてほしいのではないかという御指摘だつたと思ひます。

まず、こういった手続の簡素化等々につきましては、特例措置の適用の状況を踏まえまして、今後、被災地域以外の地域においても、委員の御指摘のようにももっともと広げていいんじゃないかという御意見が出てきた場合には、政府内、国会でも御議論の上、対応を検討していくということになるかというふうに思っております。

○吉泉委員 ありがとうございます。やはり、規制の枠、その部分を広げていただきたい、このことについてぜひ検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、農林水産大臣にお伺いをさせていただきます。

原案の段階では、政府案では、深刻な被害により、地元漁業者のみでは資金や担い手等の確保が困難なことから、地元漁業者が主体となりつつも、外部の企業とともに復興を進めなければならぬ地域があるので漁業法の特例を講じる、こういうふうな規定をしているわけでございますけれども、今、それぞれ組合とお話なんかもこちらでやっているわけでございますけれども、企業が今現在でもそれぞれうまく協力関係を進めながら養殖を含めてやっている現状であるのに、なぜこんな状況が出てくるのかという疑問が相当あるわけでございます。

現在の現状の中において、外部の法人、企業、それが新たに入ってきてこれをやらなきゃならない、こういう地域、浜、それが具体的にどうなのか、つかんでいるのかどうか、そのことについてまずお伺いさせていただきます。

○鹿野国務大臣 これから、漁業法の特例について特区の適用を望んでいる地域につきましては、

いろいろと地域におきまして地元で話し合いがなされていくと思ひますが、八月の時点で村井知事からいわゆる特区制度の創設が求められたときに、その中に、例えばということ、石巻市桃浦地区ではというようなことで、桃浦地区のことが触れられておるわけでありまして、重ねて申し上げますけれども、今後いろいろ、復興推進計画に話し合いの中で記載されていくのではないかと、こう思っております。

○吉泉委員 そこをもうちょっとお伺いさせていただきます。

知事による免許審査の特例法定基準の中に、他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがない、この基準があるわけでございますけれども、この支障を及ぼすという部分についてはどういうふうに解釈をすればいいんでしょうか。

○鹿野国務大臣 とにかくこの五つの審査基準というふうなものは、本当に話し合いが大変重要だということの意味が含まれているわけでありまして、他、他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがないということにつきましては、具体的に申し上げますと、周辺水域のルールに従いましょうというふうな意味が含まれておるわけでありまして、そして、過剰なえさの投与や薬品の使用は避けましょう、こういうふうな意味がその中に含まれているということでございます。

○吉泉委員 これまで、漁業関係者、特に地元漁協、このところが中心となりながら、漁師との協調、さらにはききずな、このことを大事にしながらそれぞれ営んできていたわけでございますし、これからもそのところが一番大事なんだろうなというふうにも思っているところでございます。

その中で、第一順位は地元漁協、このことについてきちっと明確にされているわけでございますけれども、先ほど石田委員の質問にもございました、そんな中で特に心配をするのが、地元漁民の七割以上を含む法人、本間にこういう浜があるの

かなというふうにも思うわけでございます。これが第二順位になっていまして、問題は、第三番目の関係で、地元漁民の七人以上で構成される法人、これが私は非常に大きい問題ではないかなというふうにも思っております。

七人以上というふうに言うならば、それぞれ組合員または漁師が一家の中で二人、三人いれば、二世帯、二軒の漁師がこのところを構成して、法人、企業と手を組めば、これは、これまでの地元漁業の中で進めてきた部分から外れてやれる、漁業権を与えられる、こういうふうにもなりかねない、またはなり得るというふうにも思うものですから、こういう意味でのこの七人以上、さらには七割以上、とりわけ七人以上というふうに規定をした根拠、このことについて伺いをさせていただきます。

○鹿野国務大臣 基本的に、今先生も申されたとおりに、深刻な被害を受けてなかなか困難だというふうな場合には、外部の企業とともに復興を進めるといふようなことがその地域に存在するとするならばというようなことが基本になっているわけでありまして、一つの選択肢としていわゆる漁業法の特例を設けるとしたところでございます。

地元漁民の七割以上を含む法人または地元漁民七人以上で構成される法人というのは、漁業法の第十六条にも、「地元漁民七人以上が組合員、社員又は株主となつて法人」というふうなことを第一順位とする、あるいはまた「地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること」というようなことが含まれておるわけでありまして、これが基本になっておるわけでございます。

○吉泉委員 やはり漁師さんにとつては、漁業権、まさに死活問題にもなるわけでございます。例えば、ある浜のところで六十人ほどの漁師さんがいた、そしてそれぞれ漁港を中心としながら区割りをしていて。その中に、その区割りが自分として少し納得いかないというところの中で七人がそれぞれ別の行動をとるといふふうになっていったときに、その浜の秩序、さらには、これまでう

まかやつてきた、このこともやはり漁港から見れば壊されてしまう、こういう危険性というものが非常にまた心配もなされるわけでございます。だからこそ、この漁業権というものについて大変深刻な、さらには大きな問題だと受けとめているというふうにも私は判断をしております。

そんな面については、今大臣の方からお話がございました。これを与えるというまでについては、確かに知事の権限ではあるわけでございますけれども、その辺について国がうまく、地元の混乱が起きないように、そういう立場の中でぜひ進めてもらえればというふうに思います。

そしてまた、このことに対して外れた、加わらない、そういう方々、とりわけ、七割以上の漁師さんが参加をしてやるんだ、しかし私は反対ですよということ、三割の方がそこに加わらなかった、こういう場合についての、これまで通常どおりの漁師として営む権利、こういった部分についてはどう保障されていくことになっていくのか、その点について伺います。

○鹿野国務大臣 知事が免許を付与する、こういうふうな場合におきましては、地元漁民の生業の維持あるいは地元雇用の創出というようなこと等々で審査基準は設けられておるわけでございまして、地元漁業者主体の法人以外の漁業者の漁業の継続についても配慮した上で免許が付与される、こういうふうになるものと思っておるわけでございます。

○吉泉委員 それぞれ漁師さんにとつて、これから進めていく中で大きな課題でもあるし、注目もしているというふうにも思っております。要は、もうかる漁業、これがやはり一つの大きなポイントなんだろうというふうにも思っております。そんな面で、ぜひ県と、余りにも独断過ぎないような形で国としての目配り、このことについてお願いを申し上げたいと存じます。

そして、今大きな問題が農地の問題でござい

ま、それぞ十アール当たり、ことしの場合、作付しなかった農家に対しては補償がなされているわけでございますけれども、計画を見ますと、向こう三カ年で再生をしていくようにそれぞれ努力をする、こういう一つの方向性が出されているわけでございますけれども、今現在の段階で、農地としても使えないのではないか、こういう農地があるというふうには私は思います。どのぐらいの面積がもう農地として再生できない、さらには宅地としても使えない、こういう土地がどのぐらいあるのか、この辺についてつかんでいるのかどうか、このことについて伺いをさせていただきます。

○鹿野国務大臣 今回の大震災によりまして被災を受けた農地は大体二万四千ヘクタールというふうな私どもは数字を出させていただいておりますが、そのうち三千ヘクタールくらいはもう来年度から作付できる、こういう状況でありまして、いわゆる災害復旧事業の対象としなければならぬ面積は二万一千四百八十ヘクタール、こういうふうなことでございます。

その中におきまして、今先生から触れられた、例えば水没をしたままなかなか農地として復旧が難しいというようなこと等々におきましては、当然、土地利用につきましても、また今後どうするかというところにつきましても、地元の市町村との話し合い、県との話し合いが非常に大事でありまして、例えば宮城県、岩沼地区におきましては、水没をした農地におきましてはすべて復旧しよう、こういうようなことになっております。ただ、石巻の大川地区、これは二百二十ヘクタールでございますけれども、この地区はまだどういふふうにするかというところは決まっておりません。

ゆえに、今数字はどの程度かということでありまうけれども、今後、市町村の復興計画あるいは県の考え方というふうなものとの連携をとりながら、この二万一千四百八十ヘクタールについて今後のことについて、できるだけ三年以内に営農再開できるということで今取り組んでおるところでございますけれども、今言われたようなことに

つきましては、今後の話し合いのもとで、地元の意見を聞きながら対処していきたいと思っております。

○吉泉委員 当初の段階において、本当に、作付できない、準備をしていた中においてあの大震災、そうした中でそれぞれ補償が十アール当たり対応できた、そのことについては安堵したというのがやはり率直な生産者の気持ちなんだろうというふうにも思っています。しかし、二年目、そしてまた三年、こういうふうになっていったときに、生産者の気持ち、このことを考えていったときに、大変忍びないものがあるだろうというふうにも思っております。

そうした中において、今大臣の方から、二万四千のうち二万一千四百八十、この部分について三カ年で努力をする、こういう答弁がなされました。

今現在の段階でお聞きをしたいというふうにするのは、やはり農地に復興再生ができない、そしてまた宅地にも使えない、こういう土地については国が一定の基準を示して買い上げるといふ考え方があるのかどうか、それを確認させていただきたいと思います。

○鹿野国務大臣 今、吉泉先生から言われますとおりに、いわゆる被災に遭った農地は、二万一千四百八十ヘクタールにつきましては何とか農地として復旧してまいりたい、こういうふうな基本的な考え方があります。

ただ、そういう中で、地域におきましては、土地利用のことにつきまして、なかなか難しいから、これは何とか国で買い上げてほしいというふうな考え方もあるいは出てくるというふうなことを想定した場合に、地元の関係者、市町村の意向というものがまず基本的に重要でございまして。その中で、被災農地を公共的な用地として利用する場合も出てくるのではないかと思っておるわけでありまうけれども、あくまでも地域の自発的な意向というものを尊重しながら、関係省庁とも連携

をとつて対処していきたいと思つております。

○吉泉委員 ありがとうございます。

それぞれ、各被災地のところにおいて、生産者なり関係者と本当に計画を具体的に毎日毎日練り上げていく、そういうふうにもお聞きしております。そんな中で、国はある程度、買い上げるんだというところ、そこはやりやすさというところについて、どこどこというふうに言わなくても、買い上げます、こういう基準でいきます、このことをやはり示していくことが、土地利用の再編等についてまたスムーズに進むものにもなるのではないかな、こういうふうにも私は考えているところでございます。

そんな面では、大臣の方も毎日大変厳しい状況に立たされているんだらうというふうに思つておりますけれども、ぜひ、東北、特に被災地については、まさに食料基地でございますので、復興に向けてさらなる御努力をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

本日の委員会には、民主党、自民党、公明党の合意に基づく修正案が提出をされておまして、これはこれで私たちから見ても賛同できる修正内容も見られると思います。しかし、それを質疑の対象とするよりも、根本的な、復興に当たつての国の上から目線性について改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

本法案の質疑で平野大臣は、あくまで地元の自治体が主体となつた復興を進める、こういうことを繰り返して述べられております。しかし、被災地の自治体では、どのような形で復興を進めていくのかという復興計画をいまだ策定できていない自治体も多い。たしか、十月時点で、被災三県の五十市町村のうち、復興計画の策定済みが十市町村、わずか一七%しかない、こんな報道もあつたと思います。現在、復興計画を策定済みである

という市町村数はどのぐらいあるのかということについて、まず確認をしておきたいと思ひます。

○平野国務大臣 十一月十三日時点でございませうけれども、国土交通省の津波被災市街地復興手法検討調査で支援している津波被害のあつた沿岸市町村、これは四十三市町村でございませうけれども、そのうち十七市町村において復興計画が策定済みでございます。また、本年末までに全体の八割を超える三十六市町村において復興計画を策定予定となっております。

○柿澤委員 今御答弁でもありましたが、このような被災市町村による復興計画の策定支援ということで、津波被災市街地復興手法検討調査、こういう事業が進められておりました。一次補正で七十一億円計上されておりました。七十一億円という国費を使つてどんなことをやつてきたのか、また進捗状況はどうか、これについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○前田国務大臣 柿澤委員にお答えします。委員御指摘のように、第一次補正で七十一億円計上いたしました。津波被災市街地復興手法検討調査を織り込み、調査検討を進めてまいりました。

本調査では、被災状況の調査分析を行い、その成果を地方公共団体に提供するとともに、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興パターンを分析、そして、これに対する復興手法等について調査検討を行い、その成果を被災自治体に提供することを通じて、自治体の復興まわりの計画の策定を支援しております。

これまで、青森県から千葉県まで六県六十二市町村における被災状況について、被災自治体の門下な復興計画の策定に資するべく、八月には、津波浸水区域、浸水の深さ、建物被災状況などを、そしてまた十月には、津波浸水深さと建物被災状況の関係などについて、段階的に二回に分けて公表を行つております。

また、津波被災状況が被害が大きく、復興計画策定支援の要請があつた六県四十三市町村におい

ては、本省の専門官、補佐クラスの職員を地区ごとの担当者として現地に出向かせ、市町村の要望をよく伺いながら被災市町村の復興計画策定の支援をしており、年内に約八割の市町村で復興計画が策定される予定であります。

引き続き、本調査において事業計画レベルの検討を行うなど、被災自治体による復興事業の推進を支援してまいり所存であります。

○柿澤委員 被災状況の分析をし、これを自治体に提供してきた、その上で復興パターンについても分析をし、この成果を提供してきたんだということでありませう。先ほど平野大臣の御答弁にもありましたが、四十三自治体について、今まさに事業計画段階でのそうした支援も続けているということでありませう。

今お話も出ましたが、この津波被災市街地復興手法検討調査に当たつて、国交省は本省職員による地区担当チームを現地に派遣し、出先の東北地方整備局と一体になって被災市町村の復興計画の策定を支援する体制を整えたということでありませう。この被災自治体への国交省からの職員派遣についてはどのような形になっているか、お伺いをしたいと思ひます。

○前田国務大臣 国土交通省においては、三月十一日の震災直後から、被災自治体の災害対策支援や被害状況の調査のために、これまで、延べでございませうが、二万四千八百名の職員を被災自治体に派遣しております。また、津波により被災した六十二市町村、先ほど来議題にしておりますこの六十二市町村に対しては、それぞれ三名の担当職員を決めて、復興計画の策定等を支援しております。

三名というのはチームでございまして、室長級が一人、それから企画専門官、補佐級が二人、計三名、これで六十二市町村を回らせておりまして、幾つかの市町村を持ちますので、合計では六十人のこういう専門チーム、三名の専門チームで回らせております。

○柿澤委員 今、後半で、室長級も含めた三名のチームをつくつて六十二被災市町村に派遣をして

いるんだということでありませう。

これは、要するに、国交省の主導で被災市町村に幹部も含めた職員を派遣して、先ほど申し上げた被災市街地復興手法検討調査、これは、調査そのものは、かなり大きく民間コンサルタンとも入られて被災状況や復興パターンの調査をやつていませうから、ある意味では、国交省の方が民間のコンサルタンとを引き連れて市町村の支援と称して入つていく、こういうものだというふうに思ひますよな。

一方で、被災市町村の要請にワンストップで対応するというところで、国交省の本省内には復興まちづくり事業連絡調整会議というのが設置をされている、さらに関係七府省で復興支援の調査に関する連絡会議、こういうものを設置されておりますけれども、これも事務局は国交省の都市・地域整備局ということになっておるわけだ。

こういうことになりましたと、実は、被災市町村の復興計画策定に当たつて主導権を持つているのはだれなのか、こういうふうにも思ひてきています。

自力で復興計画策定のできない市町村へのサポート体制、こういう名目のもと、事実上、いわばはしの上げおろしまで指図できる体制をしいている、これが国交省であるとする、復興計画の内容も、必然的に国交省の意向に沿つた、すなわち、大規模な公共事業などが中心になつた復興計画になつていつてしまふんではないかというふうに思ひます。これのどが地域の自治体が主体になつた復興計画の策定と言えるんだらうかというふうにも思ひます。

この点について、あくまで地域の、地元の自治体が主体となつて進めていくんだということを平野大臣はおっしゃつてきまして、そのことと実態に行われてきまふこととの整合性ということについて、私は多少疑問に思ふところがあるんだけれども、前田大臣も含めてもし御答弁があればお伺いをして、終わりたいと思ひます。

○前田国務大臣 今委員が御心配のような見方も

あるかも知れません。

しかし、それほど、心配していただくほど人員等十分にあるかという点、本当にぎりぎりのところでやっていると、要請のあつたところについて出ておられますし、そしてまた、特に国交省の場合、地方整備局あるいは本省のまちづくりにして、特に都市計画、まちづくり関係というのは、基本的には、補助事業といえますか、県あるいは自治体の、市町村のやる仕事というのが前提でございますから、一緒に考える、そういう文化になつていくんですよ、国土交通省の場合には。

したがって、出先で、農協であつたり、漁協であつたり、地元企業なんかとも一緒に、市役所あるいは役場の方々と一緒に御意見を受けながらやつていっている。しかも、べつたりついでというだけの余裕は全くありませんので、六十二市町村に対して、三人のチームで六十人ということでは、約二十チームぐらいで回りながら、行き来をしながらということですから、委員の御心配になるようなことには当たらないと思います。私自身も、現地に伺つて、随分と自治体の方々からも喜ばれ、頼りにされている実態をお聞きしております。

○平野国務大臣 委員ももう十分御承知のとおりかと思いますが、今回の津波被害というのは本当に大きな被害でありまして、最近というか、ここ数十年にない被害であります。

そして、今ここからどうやって復旧復興を進めていくか。これはこの委員会でも何回も申し上げましたけれども、あつたところに建物を復旧するということではなくて、大きなまちづくりの再編、町を大きく変える、そういう作業になります。市町村の中には、町をつくりかえる作業の中においては、土地区画整理事業でありますとか、その中で換地の手法を活用するとか、そういった手法も必要になつてまいります。そういった手続の規制の特例については、今回、復興特区法で用意をさせていただきました。

何を申し上げたいかといいますと、そういった

被災自治体の中で、大きなまちづくり、町を変えなくちゃならないという市町村が、例えば、区画整理事業も経験したことのないような市町村もあります。そういう中で、換地の手法を活用していろいろな事業をやつていかなくちゃならない。

ここで何が必要となつてきますと、さまざまな専門的な知見であります。それから、町を大きく変えるということについては、本来であれば、これも何回も申し上げましたけれども、五年、十年かけて町の中の合意形成を図つていかなければならない。しかし、そんなことを待つてやつていたら、復興がおくれてしまいます。ですから、そこに国交省も入つて、専門家の意見も入つて、地域の方と一緒にやつて、さまざまな意見交換をしながら復興計画をつくつていくということでありま。

特に、最後に、どこに町をつくつて、そのまちづくりをどのようにするかということについては、さまざまな意見が出てきて権利調整が必要になつてまいります。海岸堤防の高さ一つを決めるにしても、一定の基準を用意しましたけれども、いまだにその高さでいろいろな意見が出てきているのは御承知のとおりです。

こういった最後の権利調整のところについては、あくまでもこの主体はもう地域にならざるを得ない。ここは、国交省の職員であろうが専門家であろうが入れない、また入つてはいけない領域というのがありまして、そういった意味においては、この復旧復興の主体というのは、やはりこれは自治体、地域そして被災自治体になるというふうに私は思っております。

○柿澤委員 大変熱弁を振るつていただきましたし、時間も超過しましたので余り長いコメントはいたしません。しかし、今のようなお話は、それはそれで理解をできるところも十分にあるわけですが、気がつくところと国主導の復興計画になつていくということが今までも間々さまざまなケースであつたというふうに思います。

そうしたことがないようにしっかりとチェックをしていくのも私たちの役割だというふうに考えておりますので、その点、これからも見続けていくということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○古賀委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 この際、本案に対し、高橋千鶴子君から、日本共産党提案による修正案が、また、柿澤未途君から、みんなの党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。高橋千鶴子君。

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○高橋千鶴子委員 ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法案に対する修正案について、日本共産党を代表し、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

修正の概要は、漁業法の特例に関する規定を削除するものです。

沿岸漁場の漁業権については、紛争回避と資源管理のために、漁場を利用する漁業関係者がみんなで管理するという考え方に立つて、歴史的に漁協に優先的に与えられてきたものです。

その漁業権を、県知事の判断で漁協の頭越しに民間企業に与えようという政府原案は、現在の仕組みを根本から突き崩すものです。

現行の漁業法でも民間企業が養殖漁業を営むことは可能であり、そうした事例もあります。法案には、民間企業が地域協議会を通じて新たな特例措置を提案できることも規定されており、漁業法の特例措置をあえて設ける必要はありません。

以上の趣旨を踏まえ、政府原案から漁業法の特例を認めた第十四条を削除するとともに、これに

伴い必要となる別表の修正を行うものであります。以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 次に、柿澤未途君。

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○柿澤委員 ただいま議題になりましたみんなの党提出の修正案について、趣旨及び概要を御説明申し上げます。

復興特区制度は、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興のために必要な制度であります。しかしながら、政府原案は、国の上から目線の制度になつており、被災地方公共団体にとつて非常に使いづらいものとなつております。みんなの党の修正案は、国による上から目線の制度ではなく、使え勝手のよい復興特区制度とするために本修正案を提出するものであります。

本修正案の概要について御説明申し上げます。第一に、新たな規制の特例措置等について、民間の事業者から直接内閣総理大臣に提案することができるようになります。

第二に、認定地方公共団体等から政令または省令に規定された規制について新たな特例措置の提案があつた場合は、一定の場合を除き、内閣総理大臣または関係行政機関の長は、必要な法制上の措置を講ずるものとし、法制上の措置を講じない場合は、その理由を公表しなければならぬこととしております。また、認定地方公共団体等から法律に規定された規制について新たな提案があつた場合は、内閣総理大臣または関係行政機関の長は、必要な法制上の措置を講ずるよう努めるものとしております。

第三に、復興交付金について、復興交付金事業計画の記載事項の簡略化など復興交付金の交付の手続を簡素化するとともに、その資金の流れにつ

いて透明性を確保するとしております。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、民自公の修正合意に基づく修正案が同時に提出されておりますが、私たちから見ますと、国による上から目線の要素、そして復興を進展させる担い手であるはずの民間からの提案が直接にはできない官主導の要素が残されており、不十分な内容だと考えております。

しかし、いわゆる条例による法律の上書きについて前進を見たこと、国と地方の協議会の協議結果について国会報告の義務を課したこと、復興交付金の使い勝手についても一定の前進を見ておるため、次善のものとして賛成をいたしたいと思っております。

あらかじめ申し上げておきます。

以上であります。(拍手)

○古賀委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 これより原案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法案並びに修正案に対し、日本共産党を代表して、意見を表明します。

日本共産党は、復興は被災者が主役、暮らしとなりわいの再建が復興の土台と主張してきました。本法案は、被災住民の意向を尊重する具体的な仕組みが明記されていないこと、住宅再建など個人補償に前進が見られず、被災した地元企業に対する税制面の支援措置が、新規参入する企業より劣っているなど、不十分であります。

しかし、地震、津波、原子力災害という甚大かつ深刻な被害が広範囲に及んでいる被災地では、再び悲惨な津波被害を繰り返さないため、高台移転やかき上げなどによる安全な住まいと仕事場の

確保、農地や漁港の復旧、新たな事業起こしや雇用対策など、既存の制度の枠を超えた特例や財政支援が求められるの言うまでもありません。特区制度は、被災自治体から強く求められていたことでもあり、国庫負担を大幅にふやし、自治体負担を軽減することによって、被災者支援にも資するものであると考え、賛成するものです。

我が党は、これまで、構造改革特区制度や総合特区制度に対して、企業の国際競争力を高めることを目的に規制緩和を進めようとするものであるとして、反対してきました。復興基本法の審議の当初から、単なる復旧ではなく創造的な復興が叫ばれ、このときとばかりに規制緩和や構造改革を進めようとする動きが目立つことに強く危惧するものであります。とりわけ、紛争回避や資源管理のために歴史的につくられてきた沿岸漁業の漁業権の仕組みを根本から突き崩す漁業法の特例措置は認められません。

いずれにしても、計画の作成、実行段階に当たって、本間に被災者の利益になるのかという視点が改めて問われるものと考えております。

なお、五党共同提案の修正案については、新たな特例措置を行うために法改正が必要な場合、国会が関与する仕組みを設けることや、復興交付金事業をより自由度の高いものにしようという趣旨の修正であり、賛成するものです。

みんなの党提出の修正案は、今述べた懸念がむしろ拡大するため、賛成できません。

以上を述べ、討論といたします。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、東日本大震災復興特別区域法案及びこれに対する各修正案について採決いたします。まず、柿澤未途君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、高橋千鶴子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、田嶋要君外六名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、田嶋要君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田嶋要君。

○田嶋(要)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

東日本大震災復興特別区域法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 水産業の復興に当たっては、地域の漁業者などが一体となった取組に国が十分な支援策

を講ずることが基本であることを踏まえた上で、漁業法の特例の導入に際しては、国は浜全体の資源・漁場の管理に責任を持ち、万全を期した措置を講ずること。

二 復興推進計画による税制上の特例措置の導入に当たっては、被災地における投資や雇用を促進する上で、実効性があるものとなるよう、特例措置が適用できる地域の弾力的な設定などに留意すること。

三 本法第七十七条第二項第四号に掲げる事業又は事務に対する復興交付金の交付については、各省の隙間で対象外となるものがないよう、内閣府、復興庁設置後は復興庁が責任をもつて処理すること。また、その配分に当たっては、被災地のニーズを勘案し、弾力的な配分となるよう配慮すること。

四 復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成が地方自治体の過大な負担とならないよう、これらの計画の一本化や各地方自治体が策定した復興計画の活用など、手続の簡素化を検討すること。

五 復興推進計画等の作成に当たっては、被災により行政機能が未だ回復していない地方自治体があることに鑑み、国として、職員派遣などの人的支援を含めた全面的な支援を行うこと。

六 内閣総理大臣による計画認定や関係行政機関の同意などの国の対応については、復興の円滑かつ迅速な推進という本法の趣旨に則り、スピード感をもって対応すること。

七 国会に対する復興特別意見書の提出等に係る規定や国と地方の協議会における協議結果の国会報告等に係る規定が新設されることに鑑み、地方自治体に対する制度の趣旨や内容の周知を図ること等により、これらの規定が活用されるよう努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。東日本大震災復興対策担当大臣平野達男君。

○平野国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力してまいる所存でございます。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正

案（山崎要君外六名提出）

東日本大震災復興特別区域法案の一部を次のように修正する。

目次中「第八十条」を「第八十四条」に、「第八十一条」第八十六条を「第八十五条」第九十条に、「第八十七條」第八十九条を「第九十一条」第九十三条に改める。

第二条第四項中「第八十三条ただし書」を「第八十七条ただし書」に改める。

第十一条の見出し中「提案」の下に「及び復興特別意見書の提出」を加え、同条第一項中「次項及び」の下に「第八項並びに」を加え、同条に次の二項を加える。

8 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について、国会に對して意見書（次項において「復興特別意見書」という。）を提出することができる。

9 国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、当該復興特別意見書に係る措置の円滑かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

第十二条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等（認定地方公共団体等の長を除く。）は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

第十二条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容を、適時に（会議において協議が調わなかった場合には、遅滞なく）、かつ、適切な方法で、国会に報告するものとする。

11 前条第九項の規定は、国会が前項の報告を受けた場合について準用する。

第七十七条第一項中「この条から第七十九条まで」を「この章に、次条及び第七十九条を」に改め、同条第二項第四号中「事務」の下に「その他の著しい被害を受けた地域の復興のため同号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務」を加える。

第七十八條第一項中「次項及び次条第一項」を「以下」の節に改める。

第八十九条を第九十三条とし、第七十九条から第八十八条までを四条ずつ繰り下げ、第七十八條の次に次の四條を加える。

（復興交付金の交付に関する基本理念）

第七十九条 復興交付金は、特定市町村又は特定都道府県がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。

2 復興交付金の交付に当たっては、特定市町村又は特定都道府県がその創意工夫を発揮して復興交付金を充てて行う事業又は事務を実施することができるよう十分に配慮するものとする。

（原子力発電所事故による災害への対処）

第八十条 国は、東日本大震災による著しい被害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、特定市町村又は特定都道府県が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者を同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができる。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の復興交付金の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

（地方公共団体への援助等）

第八十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道府県に対し、当該復興交付金を充てて行う事業又は事務の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。2 関係行政機関の長は、復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、特定市町村又は特定都道府県から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業又は事務が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第八十二条 復興交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十四条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務ごとに行うことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。

附則第十条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十九条の改正規定のうち同条第二号中「第八十三条」を「第八十七条」に改める。

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正

案（高橋千鶴子君提出）

東日本大震災復興特別区域法案の一部を次のように修正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

別表第一号中「特定区画漁業権免許事業」を「削除」に改める。

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正

案（榊澤未途君提出）

東日本大震災復興特別区域法案の一部を次のように修正する。

第十一条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「認定地方公共団体等」という。の下に「又は復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置その他の特別の措置（以下この項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の適用を受けて事業を実施しようとする者次項及び第六項において「特定事業者」という。）を加え、「新たな規制の特例措置その他の特別の措置次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）を「新たな規制の特例措置等」に改め、

同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 特定事業者は、提案をしようとするときは、あらかじめ、当該提案に係る事業を実施しようとする区域の存する都道府県及び市町村と協議しなければならない。

3 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地方公共団体等から提案がされた場合において、その提案が政令又は主務省令により規定された規制についての新たな規制の特例措置の整備を内容とするときは、当該特例措置の整備が当該政令又は主務省令に対する法律による当該規制に関する委任の趣旨並びに当該法律の趣旨及び目的並びに復興特別区域基本方針の趣旨に反する場合を除き、当該特例措置の整備その他の法制上の措置を講ずるものとする。この場合において法制上の措置を講じなかつたときは、その理由をインターネットその他の方法により公表しなければならないものとする。

第十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該閣議の決定があつたときは、内閣総理大臣は、遅滞なく、復興特別区域基本方針を公表しなければならない。

第十一条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地方公共団体等から提案がされた場合において、当該提案が法律により規定された規制についての新たな規制の特例措置の整備を内容とするときは、当該特例措置の整備に関し、必要な法制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一条第六項中「認定地方公共団体等」の下に「又は特定事業者」を加え、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十七条第一項中「により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域」を「から」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「当該復興交付金事業計画に係る区域、目標、期間、復興交付金の交付により実

施する事業の概要その他政令で定める」に改め、同項各号を削る。

第七十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、交付金の交付に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

平成二十三年十二月六日印刷

平成二十三年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D